

「個別避難計画」作成に関する Q&A (R8. 4月～)

R8. 3月 酒田市地域福祉課 作成

Q 1 「個別避難計画」とは何ですか？

A 1 災害時に、一人で避難することが難しい方（高齢者や障がい者等）が、安全に避難できるよう、「誰と」「どこへ」「どのように」避難するかなど、避難支援に必要な情報をあらかじめ記載しておく一人ひとりの個別の避難計画です。

なお、平常時からの地域のつながりが、万が一の災害時の助け合いにつながることから、令和8年度から、これまでの「災害時要援護者台帳」と市社会福祉協議会の「見守りネットワーク支援台帳」を統一して運用し、「救急安心カード」の機能も一体化させたものを「個別避難計画」として位置づけております。

Q 2 「災害時要援護者台帳」に登録していますが、「個別避難計画」も作成する必要があるのですか？

A 2 災害時要援護者台帳に登録されている方は、個別避難計画を作成する必要はありません。市で登録者の台帳情報を個別避難計画の様式へ移行し、登録者や避難支援等関係者に配布させていただきます。

ただし、登録内容に追加・変更したい情報がありましたら、変更した様式（変更箇所が見え消し等で分かるように）のご提出をお願いいたします。なお、変更の際は、従来の「変更届」の提出は不要です。

Q 3 「見守りネットワーク支援台帳」との関連は？

A 3 個別避難計画は、市社会福祉協議会が行っている見守りネットワーク支援事業の「見守りネットワーク支援台帳」を兼ねるものとします。そのため登録する様式も個別避難計画の様式に統一しております。

Q 4 これまでの「災害時要援護者台帳」の登録方法と変わる点は？

A 4 これまでの災害時要援護者台帳の登録方法と変更はありません。

地域住民に最も身近に接しておられるコミュニティ振興会、自治会、民生委員の皆様には引き続き個別避難計画の作成にご協力をお願いいたします。

Q 5 「個別避難計画」はどのように活用されるのですか？

A 5 個別避難計画の情報は、避難支援等関係者（自治会・自主防災組織、コミュニティ振興会、避難支援者、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会・学区地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防、警察、福祉サービス事業所、医療機関）へ提供され、災害時の避難支援や安否確認、平常時の見守りや避難訓練等に活用されます。

Q 6 同意書を提出できない場合はどうなるのか？

- A 6 同意書が提出できない場合、個別避難計画を作成しても市では受理できません。
個別避難計画の内容をご理解いただいたうえで作成すること及び避難支援等関係者に情報提供すること、また、災害時に支援が保証されるものではないことにご理解をいただくため、同意書の提出をお願いしております。
なお、災害時要援護者台帳で同意をいただいた方については、個別避難計画においても同意が継続されますので、あらためて同意書を提出する必要はありません。

Q 7 登録すると、必ず支援してもらえるのですか？

- A 7 この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合いによって、災害時の被害を最小限にしようとするものです。この制度に登録したからといって、必ず支援を受けられるとは限りません。
災害は、いつどのような形で起こるかわかりません。また、支援する方が被害に遭われることもあります。
よって、支援を希望する方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持つ必要があります。家具の転倒防止など住まいの安全な環境をつくるとともに、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

Q 8 登録しないと、助けてもらえないのですか？

- A 8 個別避難計画に登録して、支援が必要な方の情報を事前に把握しておくことで、地域住民による災害時の安否確認や避難誘導等の支援活動がスムーズに行うことができます。
災害発生時は、登録の有無にかかわらず、被災者の救助活動は行われますが、登録することによって、より速やかな対応が可能となります。

Q 9 本人が申し込みできないときは、どうするのですか？

- A 9 本人の身体状況などの理由により、本人が申し込みできない場合は、本人の同意のもと、家族など（配偶者・扶養義務者・保護者）による代筆、代理申し込みもできます。
また、福祉事業所（ケアマネジャーなど）による作成も可能です。

Q 10 登録内容に変更があった場合には、どうすれば良いのですか？

- A 10 登録した事項（世帯状況、身体状況など）に変更がある場合は、変更後の状況を様式に記入し（見え消し等で分かるように）、自治会を通じて市地域福祉課に提出してください。
また、本人の死亡、市外への転出、施設・病院へ長期入所・入院する場合には、同様に自治会を通じて市地域福祉課に連絡してください。
なお、毎年一回要支援者の登録内容を確認いただく機会を設けています。

Q11 「避難支援者」とは、どのような方ですか？

A11 要支援者の安否確認や避難誘導を行ってくださる方です。自力での誘導が困難な場合は、自主防災会や市防災対策本部等に連絡を取ります。

要支援者本人と避難支援者となる方がお互い了解したうえで決めていただく必要があります。地域の中で相談しながら選任していただくこととなります。

Q12 避難支援者が見つからない場合は、作成できませんか？

A12 避難支援者が見つからない場合でも、個別避難計画を作成することは可能ですが、支援体制の実効性を高めるため、できるだけ協力してくれる方を見つけるようにしてください。

避難支援者が見つからない場合は、市から自治会へ避難支援者の選定をお願いさせていただきますので、引き続き避難支援者の検討をお願いいたします。

Q13 一人の避難支援者が複数の方を受け持っても良いのですか？

A13 実情に応じ、可能であれば複数の要支援者を受け持つこともあります。

Q14 「避難支援者」の責任が重すぎませんか？

A14 「避難支援者」になったからといって、災害時の支援について責任や義務を伴うものではありません。

また、災害時には避難支援者も被災者となることも考えられます。まずは、自分の身の安全を確保してから、できる範囲内での支援をお願いするものです。

お互い、善意による助け合いであることを理解して進める必要があります。

Q15 「避難支援者」には、個人ではなく自主防災会全体で当たることになっています。自主防災会名などで申し込んでもよいのですか？

A15 安否確認の状況を確認するためには、ある程度、詳細に支援する個人を把握しておけばスムーズに進められると考えられます。しかし、地域によっては、自主防災会などの団体が避難支援等を担うことも想定されます。個人による支援が難しい場合は、自主防災会などの団体を避難支援者として登録することも可能です。

団体が避難支援者となる場合は、様式の「避難支援者」の欄に団体名を記入し、電話番号を必ず記入いただきますようお願いいたします。

Q16 65歳未満でも助けが必要な人や、外国人についても対象となりますか？

A16 はい。対象となります。様式の「制度利用状況」や「配慮が必要な事項」の欄に具体的に支援が必要な理由を記入（）して申し込んでください。

Q17 自治会長（区長）が取りまとめることになっていますが、要支援者と接している民生委員の協力なくして作業は難しいと考えますが。

A17 民生委員には自治会（区長）に協力していただくように民生委員児童委員協議会連合会を通じて了解を得ています。地域の民生委員に呼び掛けていただき協力して対象者となりそうな方への声掛けなど行っていただきたいと思います。

Q18 要支援者になりそうな方の名簿は市役所で把握しているはずなのでその情報を提供してもらえないでしょうか？

A18 行政で把握している情報は、本人の同意なしに提供することができないことになっております。また、世帯状況など現状と一致しない場合も多くありますので、対象者となりそうな方への声かけで把握いただきたいと思います。

Q19 声掛けしても本人の了解がどうしても得られない場合は、行政で出向き説得してくれるのでしょうか。

A19 わかる範囲でその方の情報をお知らせください。
災害時の地域住民同士による支援体制づくりを平常時から進めることが目的の一つとなっていますので、地域での積極的な取り組みについてよろしく願いたします。

Q20 「個別避難計画」を作成するメリットはあるのですか？

A20 個別避難計画の作成を通じて、災害発生時にどう行動すればよいか、どこに避難するか、どのように関係者が協力し合えばよいかなど、平時から本人や家族・関係者間で確認しておくことで、本人が円滑に避難できる可能性が高まります。

また、平常時の見守り（市社会福祉協議会が実施する見守りネットワーク支援事業）にも活用され、地域住民同士による地域の支え合い、助け合い（共助）の支援体制づくりの推進につながりますので、制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

○お問合せ先

酒田市地域福祉課 福祉総合相談係

TEL : 26 - 5424